

三条市における医療系高等教育機関の開設に関する基本協定書

三条市（以下「甲」という。）と学校法人国際総合学園（以下「乙」という。）は、三条市における医療系高等教育機関の開設に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、看護師等を育成する医療系高等教育機関を開設することで、地域医療を担う人材の供給基盤を確立するとともに、三条市における若年層人口減少対策に資することを目的とする。

（医療系高等教育機関の整備）

第2条 甲は、前条に規定する目的を達成するため、燕三条駅を中心として概ね半径1キロメートルの範囲内に医療系高等教育機関の校地及び校舎（以下「校地校舎」という。）を整備するものとする。

（校地校舎の使用）

第3条 甲は、乙と協議して定める期間において、乙に校地校舎を無償で使用させるものとする。

（医療系高等教育機関の運営）

第4条 乙は、人材の育成に必要な設備備品等を準備し、乙の責任において医療系高等教育機関を開設及び運営するものとする。

（医療系高等教育機関の学校種）

第5条 乙が開設する医療系高等教育機関の学校種は、専修学校（専門課程）とする。

（開校時期及び運営期間）

第6条 医療系高等教育機関の開校は、平成32年4月とし、乙は、校地校舎を使用する期間において継続して運営するものとする。

(開設に伴う協力)

第7条 甲は、医療系高等教育機関の開設に伴う教員及び実習先の確保について、乙と共同してこれを進めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成29年3月10日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長

乙 新潟県新潟市中央区東堀通一番町494番地3
学校法人 国際総合学園
理事長